

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 1月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の点検において、当該冷却装置圧縮機の巻線温度スイッチ用電線に絶縁不良及び端子ボックスに亀裂が認められたため、当該電線を修理及び端子ボックスを交換	D	
2	1号機	原子炉停止時冷却系（A）の系統入口隔離電動弁の開操作時に、当該弁の駆動用電動機が過負荷によりトリップしたため、当該弁を点検・修理	C	
3	2号機	高圧注水系停止中にも係らず、「高圧注水系タービン回転速度」が検出され、過渡現象記録装置が自動起動したため、当該速度検出回路を点検・修理	D	
4	3号機	燃料交換機遠隔操作室用空調機の分解点検において、歯車プーリーの歯車溝部及び歯車ベルトに摩耗が認められたため、当該プーリーを交換	D	
5	3号機	溶接事業者検査の記録確認において、当該計画書の添付図面と検査記録に記載されている寸法値等に不整合が認められたため、当該添付図面を訂正し再提出するよう指示	D	
6	3号機	原子炉圧力容器の蓋締付け用ボルト取扱い装置の点検において、ナット搬送機内電磁弁よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
7	3号機	共用所内ボイラ（C）用蒸気ドラムの空気抜き弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）用電動機の軸受潤滑油供給配管のフランジ接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	循環水系逆洗弁ピット内点検用架台の支柱に腐食が認められたため、当該支柱を交換	D	
10	4号機	主発電機励磁装置室用空調機（A）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
11	4号機	過渡現象記録装置に異常が発生した旨のエラーメッセージが表示されたため、当該装置を点検・修理	D	
12	5号機	給復水系酸素注入装置の酸素ポンペ用酸素供給元弁（1台）に動作不良（ハンドルの空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	連続ダスト放射線モニタ装置用計算機にハードディスクの保存容量超過が発生したため、保存データを整理後、当該計算機を再起動	D	
14	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（鉛筆芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	試料採取系給水金属採取ラック内冷却水戻り配管のエルボ部より、異音が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉建屋換気空調系暖房用加熱コイル（E、G）の蒸気出口ドレントラップ前ストレーナのドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	6号機	給復水系水素注入量の調整時、高圧復水ポンプ（C）の振動値に変動が認められたため、対応検討	D	
18	6号機	原子炉建屋現場制御盤室用空調機の圧縮機が冷媒不足により自動停止したため、当該圧縮機を点検・修理	D	
19	その他	水処理設備前処理装置用加圧水ポンプ（B）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで